債権法改正により、いま使用している契約書を どのように変更すべきか、わかりやすく解説!

債権法改正対応版 契約実務

Legal

債権法改正対応版 契約実務と法

―リスク分析を適して―

河村 寬治 著

債権法改正対応版 契約書の変更点を分かりやすく解説!!

河村 寬治

(明治学院大学名誉教授)

リスク分析を通して

A5判 /484頁 定価:本体3,000円+税

本書の特色

- **◆具体的な契約事例から想定されるリスクを理論化し、リ** スク回避・紛争予防を目的とした契約条項の作成方法を 伝授!
- ◆法条文だけではカバーできない、実務に即したリスクを
- ◆体系的教科書から実務に必要な法知識を抽出して解説!
- ◆契約実務における「要件事実論」の考え方から、紛争の 回避方法を解説!
- ◆債権法改正による契約書への影響の有無を詳細に解説!

次(抜粋)

≪総 論≫

- - 実務から学ぶ法とは/法律実務家としての基本的素養/債権法改正/法律文書作成の目的
- - 予防法務としての法律実務/契約実務と予防法務/契約書作成の意味/契約書の役割/契約 書作成実務における「法」/契約実務と要件事実
- 契約書作成のチェック・ポイント
 - はじめに/チェック・リスト/契約書作成の目的とは/印紙税
- - はじめに/契約の成立/契約締結過程における問題/無効と取消し/契約書式
- - はじめに/契約書の表題/契約当事者/基本契約と個別契約/契約違反/期限の利益喪失/ 契約解除/損害賠償/不可抗力/有効期間/権利義務の譲渡/反社会的勢力との関係遮断 紛争解決/署名と捺印/表明保証条項

- ≪各 論≫ 具体的契約条項の知識
- 売買基本契約のポイント
 - はじめに/事 例/契約の当事者/契約の成立/契約の履 行/契約違反と契約解除/契約不適合責任/まとめ
- - 機械売買契約書/販売特約店契約書/賃貸借契約書/商標 ライセンス契約書/業務委託契約書/請負契約書-システム開発契約書/合弁基本契約書/フランチャイズ契約書/ 動産譲渡担保契約書/保証契約書/保証委託契約書

事項索引

〈基本契約の失効と個別契約への適用を規定する条項例〉

本契約が期間満了または契約解除により失効した場合であっても、現 に存する未履行の個別契約については本契約の各条項がなおその効力を 有する。

(5) 改正民法の施行と経過措置

今般の改正民法では、施行日以降は原則として改正法が施行されることと なっている。また民法は、当事者間で別段の合意が可能な任意規定なので、 今回の改正法により施行日前に締結した基本契約あるいは個別契約について も無効となることはなく、現行法が適用されることとなる。

なお、施行日以前に締結された基本契約に基づく取引が継続している場 合、施行日以降に締結される個別契約に関しては、原則として改正法が適用 されることとなる。しかし、個別契約において改正法による旨の合意がなさ れればともかく、そうでない場合には、基本契約の契約条項が適用されるの か、あるいは個別契約の条項が適用されるのかという疑問が生じる。現実的 には、従来の判例等で今回の改正民法に規定された事項についてはそのほと んどが現在利用されている契約書にも反映していると思われるも、実務的に は、施行日以前に、現在利用している基本契約の見直しをすることが求めら れる。念のため、以下の条項例のように、基本契約がなお優先する旨を確認 しておく方法もあるであろう。

契約類型ごとに 概要を解説

リットである

⑦ 契約解除の効果

契約解除権が行使された場合に、この解除の対象となる部分はどこかとい うことと、その効果を以下検討することとする。

改正民法 545 条では、解除の結果、契約はなかったことになる(契約の遡 及的消滅である、つまり原状回復義務がある) と判例や通説は説明してい る。この契約解除の遡及的効果とは、当初から契約はなかったことになるの で、本事例のような継続的売買取引の場合も、すでに履行済みの部分につい て遡及して契約解除の対象とするのか、そのほうがよいかどうかを検討する こととなる。改正民法では、この規定には主要部分の変更はなく、その第3 項で、金銭以外の物を返還する場合には、その果実をも返還が必要であると の規定が追加されている。

改正民法 545 条 (解除の効果)

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手 方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することは

- 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時か ら利息を付さなければならない。
- 3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その 受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。
- 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

本事例のように売買基本契約を締結したうえ、個別売買取引については

約を締結するという関係である 履行済みの個別売買契約をも解 買契約の解除をすること, また いとしたら、売買基本契約のみ

り,契約解除の遡及効を認める

書式例を記載

関係条文を明示

○関係条文

独占禁止法 19条 (不公正な取引方法の禁止) 商法 14条(自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)

販売特約店契約書

株式会社 X (以下, $\lceil X \rfloor$ という) と株式会社 Y (以下, $\lceil Y \rfloor$ とい う)とは、X製造の<u>薄板ばね</u>の販売に関する販売特約店契約を以下の とおり締結する。

第1条 (対象商品)

- 1 本契約の対象となる商品は、別添の一覧表記載の商品(以下、「本 商品」という)とする。
- 一覧表記載の商品の内容を変更, 削除, 追加等する場合は, X か らYに対して書面により通知するものとする。

第2条 (販売特約店の指定)

Xは、本商品の販売に関しYを販売特約店に指定し、Yはこれを

〈基本契約の有効期間中の改正民法施行による個別契約の扱いを規定する条項例〉

本契約の有効期間中に締結される個別 行前か施行後であるかに関係なく, 本契

11-2 事例

食品原料の卸売業者X社は、菓子メーカーのY社に対して、小麦 粉・砂糖・油脂等の菓子原料を継続的に納入している。Y社は、菓子 製造設備を増設することを検討した結果、Y社の主力金融機関(Z銀 行) から菓子製造設備資金を借り入れることとなったが、X社は、こ のY社の借入れについて、Z銀行に対し連帯保証することを要請され

なお、Y 社は、Z銀行のために Y 社の工場に抵当権を設定すること

11-3. リスクとポイント

(1) 保証委託と求償権

① 求償権の範囲

保証債務に基づき、保証人が主たる債務者に代わって弁済した場合には、 保証人は主債務者に対して弁済した額につき求償することができる。法律上 は、委託を受けて保証した場合、委託を受けずに保証した場合、債務者の意 思に反して保証人になった場合のいずれの場合でも、主たる債務者に対し て、求償できることとなっている。ただし、求償することができる範囲が以

債権法改正対応版 主な改訂内容

- ●契約に関する基本原則の明記
- ●契約の成立に関する見直し
- ●意思表示に関する見直し
- ●代理に関する見直し

リスクとポイントを

詳細に解説

- ●債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化
- ●契約解除の要件に関する見直し
- ●売主の瑕疵担保責任に関する見直し
- ●原始的不能の場合の損害賠償規定の新設
- ●約款(定型約款)に関する規定の新設
- ●危険負担に関する見直し
- ●賃貸借, 請負, 保証に関する見直し
- ●債権譲渡に関する見直し

契約実務と法債



詳細・お申し込みはコチラ